

# 4月から 児童手当制度が**拡充**されました

児童手当法が改正され、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る目的で、平成19年4月から3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について月5千円増額され、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。(平成16年4月1日以降生まれの3歳未満のお子様を対象です)



## 【0歳から3歳未満の児童に対する児童手当】

〔改正前〕

第1子、第2子・・・月額5千円  
第3子以降・・・・・・月額1万円



〔改正後〕

第1子、第2子.....月額1万円(5千円増)  
第3子以降.....月額1万円(現行どおり)

現行の児童手当

対象：小学校修了前の児童

支給額：第1子・第2子・・・月5,000円、第3子以降・・・月10,000円

支給月：2月、6月、10月の上旬に、それぞれの前月分まで  
所得制限あり

今回の制度改正による増額申請や、3歳到達による減額申請の必要はありません。自動的に3歳未満の第1子・第2子は4月から手当が増額され、3歳の誕生日の属する月の翌月より通常の5千円に戻ります。  
なお、改正された手当は6月期分より入金となります。

## 《3月定例議会で、医療費助成制度が改正されました》

医療費公費負担制度を取り巻く環境が大きく変化する中、障害者や子育て家庭等の利用者が、安心して医療を受けられる仕組みを維持していけるよう、平成19年4月から次の制度が改正されました。

**重度心身障害者医療費助成制度  
ひとり親家庭医療費助成制度**

**妊産婦医療費助成制度**

改正内容

(1) 4月診療分から、薬局を除く医療機関(総合病院は診療科)ごとに月500円の自己負担をしていただきます。自己負担は、市で助成するとき申請額から控除いたします。医療機関等の窓口での取扱いは、今までどおりです。ただし、重度心身障害者の低所得者(市町村民税世帯非課税者相当)は、自己負担をいたしません。

(助成の特例)

重度心身障害者医療の「助成の特例」を受けるには、毎年6月中の申請が必要です。該当の場合、適用は申請月の翌月からです。

今回は、経過措置として4月中に申請をすると4月1日にさかのぼります。希望者は必要書類を添えて4月27日までに申請してください。

(2) 4月診療分から、入院時食事療養費の自己負担分の助成がなくなります。  
こども医療費助成制度では、これまでどおり助成対象となりますので、こども医療費対象年齢のお子様については、同制度による助成を受けることができます。